

九州電力株式会社玄海原子力発電所発電
用原子炉設置変更許可申請（3号及び4
号発電用原子炉施設の変更）の概要につ
いて

平成28年12月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 九州電力株式会社
住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号
代表者の氏名 代表取締役社長 瓜生 道明

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 玄海原子力発電所
所在地 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村

(3) 変更の内容

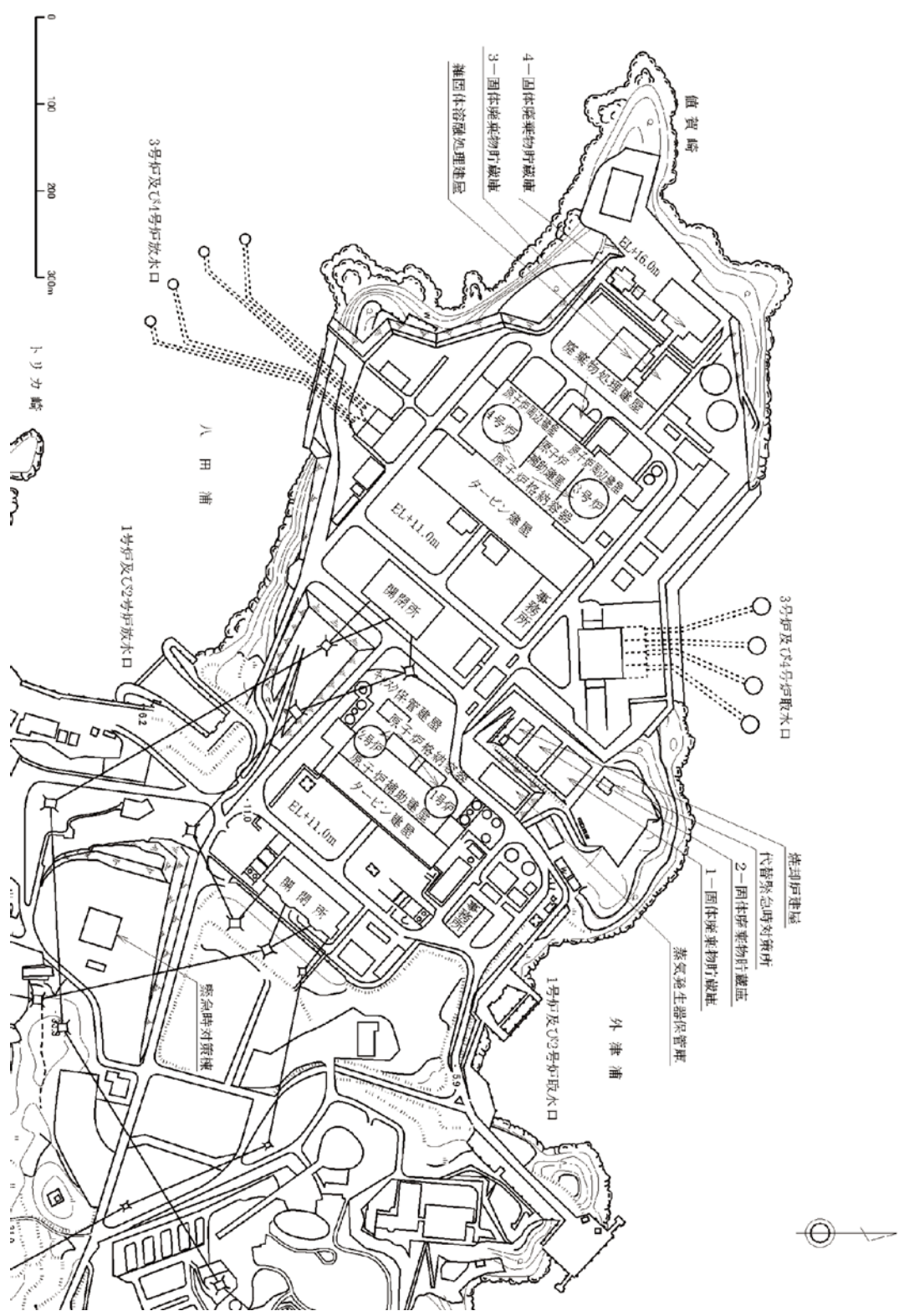
昭和 45 年 12 月 10 日付 45 原第 7661 号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた玄海原子力発電所の発電用原子炉設置許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、重大事故等に対処するために必要な施設の設置及び体制の整備等を行うため、併せて、記載事項の一部を関連法令等の記載と整合するよう変更する。



参考図 発電所全体配置図